

沖 介 協 第 5 2 号  
平成 27 年 8 月 7 日

各事業所長、施設長  
地域包括支援センター長 殿

一般社団法人  
沖縄県介護支援専門員協会  
会 長 大 城 則 子  
(公 印 省 略)

「平成 27 年度沖縄県介護支援専門員実務従事者基礎研修」の開催について

貴殿には、日頃より介護保険制度の円滑な運営にご尽力いただき、厚くお礼を申し上げます。  
みだしの研修について、沖縄県より研修事業を受託し、当協会にて実施いたしますのでご案内申し上げます。

つきましては、貴事業所及び施設所属の受講対象職員への周知及び受講にあたり、ご配慮方願います。

なお、受講申込については、(別紙 1) 開催要項、(別紙 2) 受講申込書、(別紙 3) 研修プログラムを確認の上、必要事項を記入し、FAX または郵送にて平成 27 年 8 月 31 日 (月) までに (必着) お申込みください。

#### ※介護支援専門員実務従事者基礎研修受講についての根拠

当研修については「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について」(平成 11 年 7 月 29 日老企発第 22 号) の第 19 条 3 において『指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない』とあり、介護支援専門員実務研修修了後、初めて就業した介護支援専門員について、就業後 6 月から 1 年の間に都道府県等が行う初任者向けの研修を受講させなければならないとなっており、事業所の配慮が必要となっています。

《連絡先》

沖縄県介護支援専門員協会 事務局 (大城・當山)  
〒903 - 8603 沖縄県那覇市首里石嶺町 4 - 373 - 1  
TEL : 098 - 887 - 4833 FAX : 098 - 887 - 4834

(別紙 1)

「平成 27 年度沖縄県介護支援専門員実務従事者基礎研修」開催要項

## **1. 目的**

介護支援専門員として一定の実務を経験した後に、実務従事者として必要な技術・技能の研鑽を図ることで、介護支援専門員の実務能力の向上を図ることを目的とする。

## **2. 実施主体**

一般社団法人 沖縄県介護支援専門員協会（沖縄県から研修運営を受託）

## **3. 対象者**

①現に介護支援専門員としての実務に携わっている者で実務就業後 1 年未満（平成 27 年 7 月 末現在）の者。

※居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、または介護保険施設等で介護支援専門員として就労している方。（ケアプラン若しくは予防プランの作成必須）

※実務就業後の期間とは、現所属のみの期間ではなく、介護支援専門員として実務に携わった期間全体とする。

②事例を提出できる方。

※受講には事例の提出が必須となります。詳細は受講決定通知の発送と同時にお知らせいたします。

## **4. 申込方法及び受講決定**

（別紙 2）「受講申込書」を記入し、FAX または郵送にてお申込みください。

受講決定した方には、決定通知等の書類を勤務先事業所へ送付いたします。

※受講申込書は必ず控（コピー）をとり、手元に保管してください。

## **5. 定員**

80 名（先着順で受付し、申込み期間内であっても定員に達し次第締切ります。）

## **6. 申込締切**

平成 27 年 8 月 31 日（月）必着

## **7. 日程**

（別紙 3）研修プログラムを参照

平成 27 年 10 月 6 日（火）、7 日（水）、8 日（木） 全日程 3 日間

## **8. 研修受講料**

無 料

※但し、資料代として研修初日に徴収する場合があります。

（その場合は、受講決定通知に金額を明記いたします。）

## **9. 場 所**

沖縄県総合福祉センター 西棟 4 階 第 5・6・7 会議室

（住所：那覇市首里石嶺町 4 - 373 - 1）

## **10. その他(注意事項)**

- (1) 全課程を修了した方については、修了証書が交付されます。なお、原則として遅刻、早退は認められませんのでご注意ください。
- (2) 研修期間中は名札を着用してください。(吊り下げタイプなど)
- (3) 昼食について、弁当など各自でご用意ください。
- (4) 駐車台数に限りがありますので、なるべく乗り合わせの来場、又はバス・タクシー等の公共交通機関をご利用ください。近くに有料駐車場がありませんのでご注意ください。また、駐車場が詰め込みになる場合は、係員の指示に従って駐車してください。
- (5) 研修会場において空調の調整には限界があります。上から羽織れるカーディガン等を準備するなど、各自で調整してください。
- (6) 講義受講中は、休憩時間を除き、携帯電話・スマートフォン等の使用を禁止します。緊急の連絡が必要な場合は、事前に使用の許可を実施主体まで申し出てください。
- (7) 次に該当する者は、受講を取り消しますので、ご注意ください。
  - ①講義の秩序を乱してその実施を妨げ、実施主体側の注意にも従わない者
  - ②学習意欲が著しく欠け、実施主体側の再三の注意にも関わらず改善されない者(例) 学習意欲が著しく欠ける場合を例示します。
  - A. 居眠り、おしゃべりをする。
  - B. 携帯電話・スマートフォン等の使用を続ける。
  - C. 講義中に電話で抜け出す。
  - D. 演習の際、その演習に参加しようとしめない。
  - E. やる気がないと公言する。
- (8) 災害等による研修の取扱いについて、後日事務局より受講者へ連絡いたします。

## **11. 個人情報の取り扱いについて**

受講申込書に記載された個人情報については、当該研修業務の運営の範囲内で適正に取り扱います。

## **12. 問合せ先・受講申込書送付先 < 受付 平日 9:00~17:00 >**

一般社団法人 沖縄県介護支援専門員協会 事務局

〒903-8603 那覇市首里石嶺町 4-373-1 沖縄県総合福祉センター内

TEL : 098-887-4833 FAX : 098-887-4834 E-mail : info@okicare.jp